

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：平成30年12月4日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：大熊長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制庁の定例ブリーフィングを始めます。

○大熊総務課長 それでは、お手元の広報日程に基づきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、1ページ目、1. (1) 第45回原子力規制委員会が、明日12月5日水曜日の午前中に開催される予定でございます。議題は、7件予定されております。

まず、議題1、少々長いタイトルでございますが「関西電力株式会社美浜発電所3号炉、大飯発電所3号炉及び4号炉、四国電力株式会社伊方発電所3号炉、九州電力株式会社川内原子力発電所1号炉及び2号炉並びに玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の発電用原子炉設置変更許可申請書に関する審査の結果の案のとりまとめについて（案）－規則等の改正を踏まえた設置変更許可申請－」。

こちらの議題の内容でございますが、これらの申請、いずれも新たな知見等の反映による規則等の改正、いわゆるバックフィットへの対応に係る設置変更許可申請でございます。これらについての審査結果の案を取りまとめ、原子力委員会及び経済産業大臣に意見聴取を行うことについて、一括して審議をいただくというものでございます。

次に、議題2「原子力発電所敷地内での使用済燃料の貯蔵に用いられる兼用キャスクに係る関係規則等の整理及びこれらに対する意見募集の実施について」。こちらにつきましては、兼用キャスクに関しまして、これまで何回かにわたり審議が行われてきたところでございます。直近では8月1日の委員会において、規制要求の考え方について審議され、了承されたところでございます。その考え方、方針に基づきまして関係の規則等の改正案を作成いたしましたので、これについて委員会にお諮りし、意見募集を実施することについて、お諮りをするというものでございます。

次に、議題3「被規制者との会議、面談等の公開に関する基本的な考え方について（第2回）」。こちらにつきましては、本件、会議、面談等の公開に関しまして、先般10月31日に、委員会において御議論いただいたところでございます。その場での御指示を踏まえまして、さらに検討を進めましたので、その検討の状況について、委員会に御報告をして、議論をいただくというものでございます。

次に、議題4「敷地境界付近のモニタリング設備に係る現状調査結果について」。こち

らは先般10月24日の委員会におきまして、原子力施設の敷地境界付近のモニタリング設備の外部電源喪失時における電源の確保及びデータ伝送の多様性につきまして、現状を調査するようという指示をいただいたところでございます。これを受けて調査を行った結果につきまして、委員会に御報告を行うというものでございます。

次に、議題5「緊急時のプラント状況把握の強化について（中間報告）」。こちらにつきましては「緊急時のプラントの状況把握の強化について」というテーマにつきまして、これまで8月、また、10月の委員会で議論が行われたところでございます。その中で、ERSSの機能の向上につきまして、事務局において検討を進めてまいりましたので、その検討状況を報告するというものでございます。

次に、議題6「第11回日中韓原子力安全上級規制者会合（TRM）等の結果概要について」。こちらは先般11月27日から28日にかけて韓国・慶州市において開催されました、こちらの第11回日中韓原子力安全上級規制者会合及び第5回TRMプラス会合の結果概要につきまして、委員会に御報告をするものでございます。

最後に、議題7「国際原子力機関（IAEA）核セキュリティ諮問委員会（AdSec）の結果概要について」。こちらは11月26日から30日までウィーンで開催されました本件AdSecの会議の結果概要につきまして、出席した田中委員から報告をいただくというものでございます。

次に、広報日程、その下、(2) 第46回原子力規制委員会臨時会議が、12月10日月曜日、来週月曜日の午前中に開催される予定でございます。こちらは特定重大事故等対処施設に係る審査のため、非公開にて開催させていただきます。

議題でございますが、記載されておりますように、九州電力・玄海発電所3号及び4号炉の特定重大事故等対処施設に係る設置変更許可申請書についての審査書案について、審議が行われる予定でございます。

次に、広報日程の2ページ目中段になります。日にちといたしましては、12月6日木曜日、(4) 第660回の審査会合の開催が予定されております。こちらの審査の対象といたしましては、東京電力・柏崎刈羽発電所の保安規定の変更、内容は社内カンパニー化でございますが、こちらについての審査を行う予定でございます。前回の会合に引き続いて、議論が行われる予定でございます。

次に、3ページ目、12月7日金曜日、(6) 第16回もんじゅ廃止措置安全監視チーム会合の開催が午後に予定されております。こちらの議題といたしましては、もんじゅの廃止措置の実施状況についてということで、作業の進捗状況について、報告をお聞きするという予定でございます。

私からの御説明は以上です。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおつ

しゃってから質問の方をお願いいたします。

それでは、質問のある方は手を挙げてください。御質問ございますでしょうか。マルヤマさん。

○記者 明日の規制委員会の議題1というものについて、もう少し詳しく教えていただいてもいいですか。何かが決まるということではないのですか。

○大熊総務課長 こちらは設置変更許可申請について、審査結果の案を取りまとめて、これについての意見聴取を行うことについて、決定をいただくというものでございます。内容につきましては、先ほどバックフィットと一言申し上げましたけれども、これまで科学的な新たな知見に基づく規則改正、あるいは柏崎刈羽6号機、7号機の審査を通じて得られた知見の反映、こういったことで規則を改正して、基準を強化するということが何件か行われてきております。これについて対応するための設置変更許可申請が出されており、これについての審査の結果の案を取りまとめるというものでございます。

基本的には、これまでの審査等において内容が対応されているということを確認するといった、比較的形式的な部分の多い審査結果の案の取りまとめになるというふうに承知しております。

○記者 ありがとうございます。

○司会 ほか、ございますか。オオサキさん。

○記者 NHKのオオサキです。

そのほかの議題についても教えてほしいのですけれども、議題3に関しては、この間、ヒアリングについても公開するというふうな方向性は出されたかと思うのですけれども、今回については何が主眼になるということなのですか。

○大熊総務課長 こちら、被規制者との会議、面談等、よく「ヒアリング」と称しているものでございますけれども、これについて極力公開性を高めていこう、透明性を高めていこうという方針が委員会において示されており、具体的な方法を検討するようという指示を受けているところでございます。これを受けまして、具体的な方法、技術的な面を含めまして、どういった形で透明性を高めていくかという方法論につきまして、幾つか選択肢のようなものも含めて検討状況を御報告して、委員の皆様から御意見をいただくということを事務局としては想定しているところでございます。

○記者 あと、4のモニタリング設備に係る現状調査結果というのは、これはもう少し詳しく言うと、どういうあれでしたか。

○大熊総務課長 こちらは先般10月24日の委員会で指示があったもの、指示を受けて調査を行った結果の報告でございます。10月24日には東京電力・福島第二発電所のダストモニターの移設の取り扱いについて審議が行われましたが、その際に、あわせまして原子力施設の敷地境界付近のモニタリング設備について、先般の北海道の地震の経験も踏まえまして、電源の確保あるいはデータ伝送の多様性という観点で確認をする必要がある

のではないかとということで、調査をするようにという指示があったものでございます。これを受けて、実用炉を始め、原子力施設の敷地境界付近のモニタリング設備の電源あるいはデータ伝送の多重性についての状況、こちらを全体的に調査いたしましたので、その状況、結果を御報告して、今後の方針について御審議いただくということでございます。

○記者 分かりました。

○司会 ほか、ございますか。では、タケウチさん。

○記者 共同通信のタケウチです。

明日の議題の1と4、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいのですが、1に関しては、いろいろな種類のバックフィットを、それぞれのプラントごとにまとめて明日1回でやってしまおうという、そういう趣旨ですか。

○大熊総務課長 バックフィットの種類が、詳細は取りあえず省略いたしますと、5件ほどの種類があるのですけれども、これについて、施設につきましては、こちらに書かれております複数の原子力発電所の原子炉について申請が出てきておりまして、これについて、内容的には共通する部分が極めて多い。ほぼ共通しておりますので、一括して審議をいただこうと、こういうことでございます。

○記者 内容についても、様々な内容、バックフィットの様々な内容を。

○大熊総務課長 はい。多くのものについて、5件のバックフィット関係の規則改正に強化するものが含まれておりますが、炉によって状況が違う部分がありますので、一部対応が違う部分、今回の中に含まれる分、含まれない分があるものがございます。

○記者 分かりました。

あと、議題4の方のモニタリングの関係なのですが、これは調査結果をまとめた上で、今後、例えばこういうことを求めていきたいと思いますというような、そういう指示をする項目とか、規制で何か要求することも明日決めたいという、そういうことなのでしょうか。

○大熊総務課長 そうですね。基本的には、モニタリングポストの状況の報告ということが主眼でございます。それを踏まえて、今後、各事業者においても対応を検討されているという状況もあわせて報告しますので、それについての規制委員会、規制庁としての対応についても、御意見をいただくことになると思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。お疲れさまでした。